

資料1-1

防災関係機関連絡先一覧

1 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
茨城県防災・危機管理部 防災・危機管理課 (危機管理グループ)	水戸市笠原町 978-6	029-301-2879
〃 (防災グループ)	〃	029-301-2885
茨城県防災・危機管理部 消防安全課	〃	029-301-2896
茨城県防災・危機管理部 原子力安全対策課	〃	029-301-2916
ひたちなか保健所	ひたちなか市新光町 95	029-265-5515
県北家畜保健衛生所	水戸市中河内町 966-1	029-225-3241
県北農林事務所 (土地改良部門のみ)	常陸太田市山下町 4119	0294-80-3300
県央農林事務所	水戸市柵町 1-3-1	029-227-1521
常陸大宮土木事務所	常陸大宮市野中町 3083-2	0295-52-3151
常陸太田地域農業改良普及センター	常陸太田市山下町 4119	0294-80-3340

2 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
那珂警察署	那珂市杉 384-2	029-352-0110
後台交番	〃 後台 4018	029-353-0110
飯田駐在所	〃 飯田 2373-3	029-298-6302
戸 〃	〃 戸 2603-1	029-297-0811
額田 〃	〃 額田南郷 837-1	029-298-1047
瓜連 〃	〃 古徳 390-3	029-296-0110

3 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
那珂市消防本部	那珂市菅谷 651-3	029-295-2111
東消防署	〃	〃
西消防署	那珂市中里 917-1	029-296-0059

4 広域事務組合

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
大宮地方環境整備組合 環境センター	那珂市静 1894	029-296-1744
大宮地方環境整備組合 広域衛生センター	常陸大宮市小野 2090-1	0295-52-3535

5 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
関東管区警察局 (広域調整部広域調整第二課)	埼玉県さいたま市中央区新都 心 2-1	048-600-6000 内線 5541・5532
関東総合通信局 (無線通信部 私設第一課)	東京都千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1600
関東財務局 水戸財務事務所	水戸市北見町 1-4	029-221-3188
関東信越厚生局 (茨城事務所)	水戸市北見町 1-11	029-277-1316
茨城労働局	水戸市宮町 1-8-31	029-224-6211
関東農政局 (総務課)	埼玉県さいたま市中央区新都 心 2-1	048-740-0006
〃 水戸地域センター	水戸市北見町 1-9	029-221-2184
関東経済産業局 (総務課)	埼玉県さいたま市中央区新都 心 1-1	048-600-0213
関東東北産業保安監督部 (管理課)	埼玉県さいたま市中央区新都 心 1-1	048-600-0433
関東地方整備局常陸河川国道事務所	水戸市千波町 1962-2	029-240-4061
関東運輸局 (総務部総務課)	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57	045-211-7204
〃 茨城運輸支局 (輸送・監査部門)	水戸市住吉町 353	029-247-5244
東京航空局 成田空港事務所 (総務課)	千葉県成田市古込成田国際空 港内 133	0476-32-6547
水戸地方気象台 防災グループ	水戸市金町 1-4-6	029-224-1106

6 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊 施設学校 警備課防衛班 (勝田駐屯地)	ひたちなか市勝倉 3433	029-274-3211 内線 時間中 234 時間外 302
航空自衛隊 第7航空団 防衛部防衛班 (百里基地)	小美玉市百里 170	0299-52-1331 内線 時間中 2231 時間外 2215

7 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
那珂郵便局	那珂市菅谷 167-7	029-298-0400
日本銀行水戸事務所	水戸市南町 2-5-5	029-224-2734
日本赤十字社茨城県支部	水戸市小吹町 2551	029-241-4516
日本放送協会（水戸放送局）	水戸市大町 3-4-4	029-232-9885
東日本高速道路（株）水戸管理事務所	水戸市加倉井町 2206	029-252-6151
〃 水戸工事事務所	水戸市河和田 1-1814-1	029-253-3000
（国研）日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	東海村白方字白根 2-4	029-282-5100
（国研）日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	東海村村松 4-33	029-282-1111
（国研）量子科学技術研究開発機構 那珂核融合研究所	那珂市向山 801-1	029-270-7213
日本原子力発電（株） 東海発電所・東海第二発電所	東海村白方 1-1	029-282-1211
東日本旅客鉄道（株）上菅谷駅	那珂市菅谷 4496	029-298-0035
（株）NTT東日本 茨城支店	水戸市北見町 8-8	029-231-2186
東京瓦斯株式会社（日立支社）	日立市幸町 1-22-2	0294-22-4131
日本通運（株）水戸支店	水戸市城南 1-2-21	029-224-3118
東京電力（株）茨城支店	水戸市南町 2-6-2	029-360-1211
KDDI株式会社（水戸支店）	水戸市泉町 1-2-4	029-228-6671
（株）NTTドコモ（茨城支店）	水戸市宮町 1-1-83	029-300-0160

8 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
社団法人茨城県医師会	水戸市笠原町 489	029-241-8446
社団法人茨城県歯科医師会（珂北支部）	水戸市見和 2-292	029-252-2561
社団法人茨城県薬剤師会	水戸市笠原町 978-47	029-306-8934
社団法人茨城県看護協会	水戸市緑町 3-5-35	029-221-6900
社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	水戸市千波町 1918	029-241-1133
茨城県土地改良事業団体連合会	水戸市宮内町 3193-3	029-225-5651
那珂川統合土地改良区	水戸市飯富町 5310	029-222-9981
有ヶ池江下土地改良区	那珂市本米崎 1513-6	029-298-5860
岩崎江堰土地改良区	常陸大宮市南町 1104-4	0295-52-0250
茨城交通（株）	水戸市袴塚 3-5-36	029-251-2331
社団法人茨城県トラック協会	水戸市千波町字千波山 2472-5	029-243-1422
ジェイアールバス関東（株）水戸支店	水戸市城東 1-15-65	029-221-2836
一般社団法人茨城県バス協会	水戸市住吉町 292-5	029-247-6603
一般社団法人茨城県高压ガス保安協会	水戸市桜川 2-2-35	029-225-3261
（株）茨城新聞社	水戸市北見町 2-15	029-221-3121
（株）茨城放送	水戸市千波町 2084-2	029-244-2121

9 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
那珂市商工会	那珂市菅谷 4404-7	029-298-0234
J A 常陸 那珂支店	那珂市飯田 1991	029-298-1155
J A 常陸 瓜連支店	那珂市瓜連 1370-1	029-296-1131
社会福祉法人那珂市社会福祉協議会	那珂市瓜連 321	029-229-0309
那珂医師会	那珂市瓜連 321	029-303-8031
那珂市歯科医師会	那珂市後台 3108	029-298-5665

資料1-2

那珂市防災会議委員名簿

区 分	職 名	備 考
	那 珂 市 長	会 長
1 号 委 員	関東農政局水戸地域センター長	
”	関東地方整備局 常陸河川国道事務所所長	
2 号 委 員	茨城県防災・危機管理部 防災・危機管理課長	
”	常陸大宮土木事務所長	
3 号 委 員	那 珂 警 察 署 長	
”	那 珂 警 察 署 地 域 課 長	
”	那 珂 警 察 署 警 備 係 長	
4 号 委 員	副 市 長	
”	企 画 部 長	
”	総 務 部 長	
”	市 民 生 活 部 長	
”	保 健 福 祉 部 長	
”	建 設 部 長	
”	産 業 部 長	
”	議 会 事 務 局 長	
”	上 下 水 道 部 長	
”	教 育 部 長	
5 号 委 員	那珂市教育委員会教育長	
6 号 委 員	那珂市消防本部消防長	
7 号 委 員	学 識 経 験 の あ る 者	消 防 団 長 市女性消防部長 隊友会那珂支部長

資料 1 - 3

那珂市防災会議条例

昭和 38 年 6 月 29 日

条 例 第 1 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、那珂市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 那珂市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、那珂市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は 30 人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 茨城県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 那珂警察署の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長の任命する者
- 6 前項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、那珂市の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 53 年条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 5 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 42 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 4

那珂市防災会議運営規程

昭和 54 年 6 月 1 日

規 程 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、那珂市防災会議条例(昭和 38 年那珂町条例第 11 号。以下「条例」という。)

第 5 条の規定に基づき、防災会議の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第 2 条 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員である副市長がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 防災会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、会長が議長となる。

(代理出席)

第 4 条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(専決処分)

第 5 条 会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事項を会長において、専決処分することができる。

2 次の各号に掲げる事項については、会長において専決処分するものとする。

(1) 災害に関する情報を収集すること。

(2) 災害に係る災害応急対策及び災害復旧について、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 那珂市災害対策本部の設置に関すること。

3 前 2 項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

(議事録)

第 6 条 会議の議事録は、事務局において、作成する。

2 会議の議事録に署名する委員は、2 名とし、議長が会議において指名するものとする。

(委員の異動等の報告)

第 7 条 条例第 3 条第 5 項の委員が勤務所の異動等により変更があったときは、前任者は、後任者の職氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 防災会議の庶務は、市民生活部防災課において処理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年告示第 22 号)

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年告示第 82 号)

この規程は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年告示第 43 号)

この規程は、平成 17 年 1 月 21 日から施行する。

附 則（平成 19 年規程第 1 号）抄

（施行期日）

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規程第 1 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規程第 1 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年告示第 25 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

資料 1 - 5

那珂市災害対策本部条例

昭和 38 年 6 月 29 日

条 例 第 1 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、那珂市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

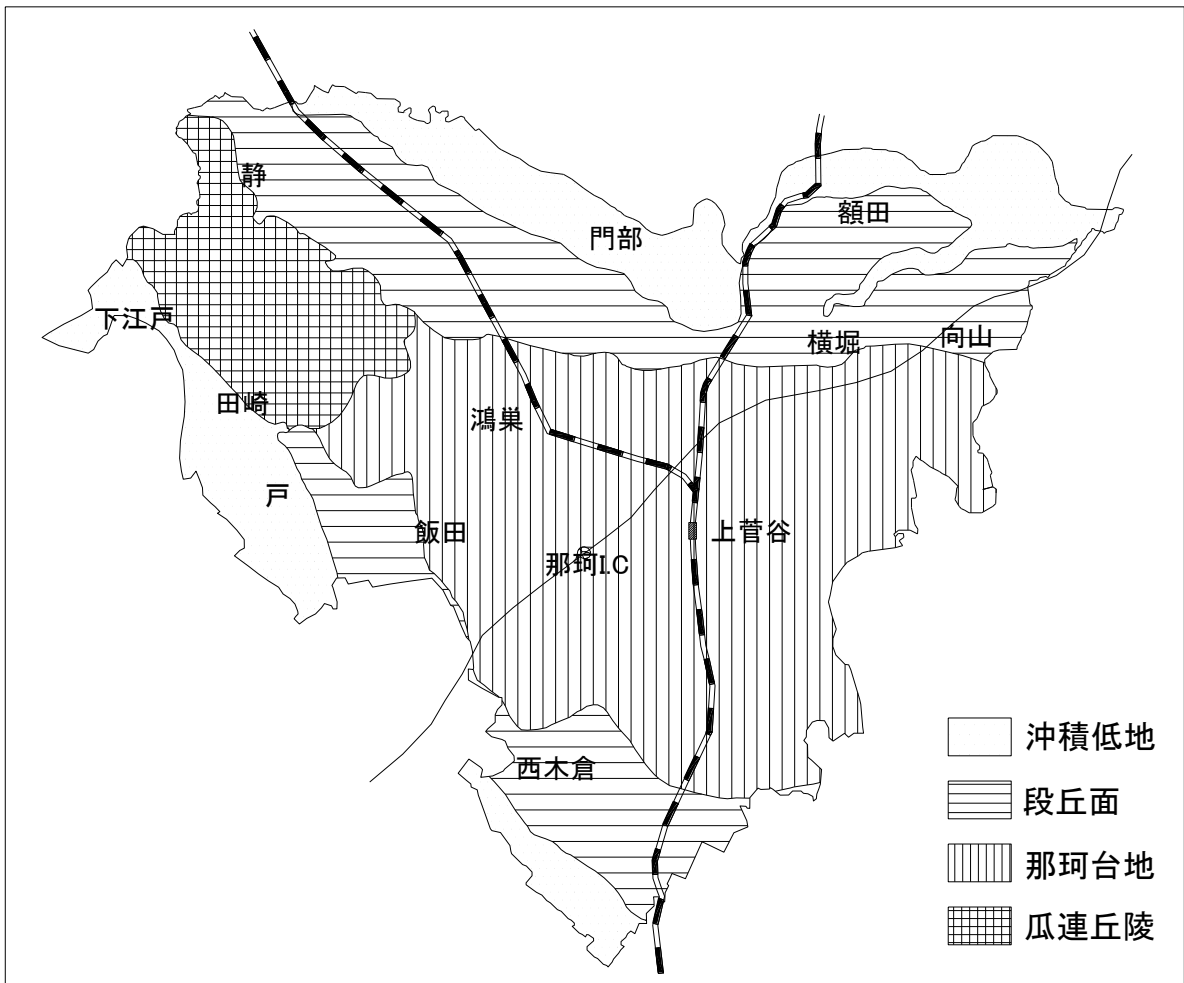
附 則（平成 13 年条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 43 号）

この条例は、公布の日から施行する。

那珂市の地形



資料 1-7

那珂市の人口動態

那珂市の人口及び世帯数

年	人口	世帯数	一世帯当たり人数
昭和 50 年	41,337	10,188	4.06
55	44,768	11,663	3.84
60	47,388	12,607	3.76
平成 2 年	51,078	14,246	3.59
7	54,178	16,050	3.38
12	55,022	17,289	3.18
17	54,705	18,034	3.03
22	54,240	18,889	2.87
27	54,276	20,025	2.71

資料：「国勢調査」

15 歳未満人口及び 65 歳以上の人口

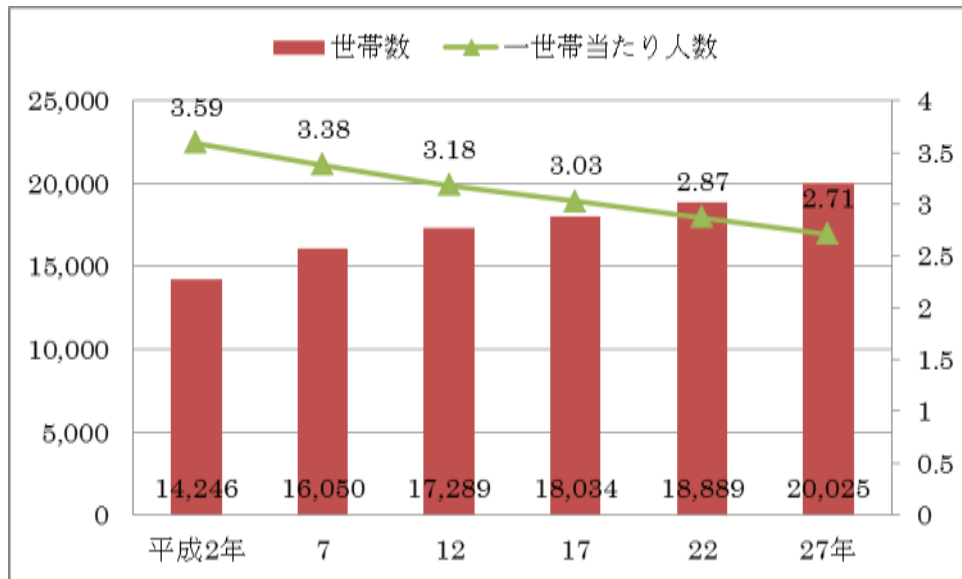
年	15 歳未満			65 歳以上		
	那珂市	割合	全国割合	那珂市	割合	全国割合
昭和 50 年	人 9,984	24.2%	24.3%	人 4,149	10.0%	7.9%
55	10,596	23.7%	23.5%	4,815	10.8%	9.1%
60	10,478	22.1%	21.5%	5,644	11.9%	10.3%
平成 2 年	9,935	19.5%	18.2%	6,946	13.6%	12.1%
7	9,364	17.3%	16.0%	8,549	15.8%	14.6%
12	8,370	15.2%	14.6%	10,263	18.7%	17.4%
17	7,586	13.9%	13.8%	11,599	21.2%	20.2%
22	7,138	13.2%	13.2%	13,392	24.7%	23.0%
27	6,779	12.5%	12.6%	15,693	29.0%	26.6%

資料：「国勢調査」

人口の推移



世帯数の推移



資料 1 - 8

風水害被害等の履歴

1 風水害

年	月日	被害状況
1986年 (昭和61年)	8月4日～5日	台風10号崩れの温帯低気圧が豪雨をもたらし、管内の那珂川、久慈川が氾濫し、災害対策本部が設置される。被害状況は、家屋浸水130戸、那珂川千代橋崩壊、小場江堤決壊。
1991年 (平成3年)	9月19～20日	台風18号により那珂川、久慈川の地域住民に対し避難勧告が出される。被害状況は、床上・床下浸水家屋62戸。
	10月11日～20日	長雨により床上・床下浸水家屋が発生した。
1998年 (平成10年)	8月26日～31日	前線が日本付近に停滞し、台風4号が日本の南海上をゆっくりと北上した。台風の間接的な影響が加わり、前線に向かって暖かく湿った空気が南から流入して、前線の活動が活発となり豪雨をもたらした。那珂川上流部の栃木県で記録的な降水量となり、下流付近でも計画高水位を上回って溢水し、被害が発生した。床上浸水家屋1戸、床下浸水家屋9戸。
2002年 (平成14年)	9月30日 ～10月3日	台風21号により太平洋側に暴風をもたらした。倒木が多数あり、その影響で家屋1棟が半壊。
2004年 (平成16年)	10月7日～9日	台風22号と前線の影響により、大雨をもたらした。床下浸水1棟、畑の冠水1ha。
	10月18日～21日	台風23号と前線の影響により、広い範囲に大雨をもたらした。床下浸水6棟、畑の冠水42ha。
2019年 (令和元年)	10月12日～13日	台風19号(令和元年東日本台風)により、大雨をもたらした。久慈川、那珂川沿岸の地区に避難指示を発令した。住家の被害は、大規模半壊8棟、半壊15棟、一部損壊(準半壊)1棟。

2 火災

年	月日	被害状況
1993年 (平成5年)	3月18日	那珂市中央の廃車置場において出火。置いてあった車約1,000台と古タイヤ約2,000本を焼損して約6時間後に鎮火。
1997年 (平成9年)	1月16日	鉄骨平家建プロパン残ガス検査場において容器ラベルを取替えるためディスクグラインダーを使用中に、火花が付近に漏洩していたLPガスに着火、爆発炎上し、延面積324㎡を焼損。

資料1-9

地震災害の履歴

発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
799. 9. 18	延暦18. 8. 11				常陸・鹿島・那珂・久慈・多賀の5郡に津波、早朝より夕刻まで約15回。波は平常の汀線より1町（約110m）の内陸に達し、平常の汀線より20余町（約2.2km）の沖まで水が引いた。
818	弘仁9. 7	36° 0′ ~37° 0′	139° 0′ ~140° 0′	M≥7. 5	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里。百姓の圧死者多数。
1420. 9. 7	応永27. 7. 20				常陸多賀郡、河原及び相賀に津波寄すること4時間に9回。地震記事なし。
1895. 1. 18	明治28. 1. 18	36° 06′	140° 24′	7. 2	被災範囲広く、やや深い地震か？被害のひどかったのは茨城県鹿島、新治、那珂、行方の各郡と水戸。東京の下町にも被害、この外千葉で松戸、銚子で被害、佐原で倒壊家屋1、茨城県での被害は圧死4、負傷34、破損した官公署41、全壊家屋53、破損家屋1, 190、破損土蔵375、塀破倒76、煙突崩壊33、亀裂他49、陥落地3、橋梁落下2、泥土を噴出したところも多かった。
1896. 1. 9	明治29. 1. 9	36° 30′	141° 00′	7. 3	水戸付近から久慈・那珂両川の沿岸において家屋・土蔵の小破あり。猪苗代湖でも小被害。弱い津波あり。（周期8分）
1923. 9. 1	大正12. 9. 1	35° 06′	139° 30′	7. 9	いわゆる関東大震災で、全壊128, 266、半壊126, 233、消失477, 128、津波による流出868、死者99, 331、負傷103, 733、行方不明43, 476、茨城県の被害は死者5名、負傷40名、全壊棟数517、半倒壊数630。
1930. 6. 1	昭和5. 6. 1	36° 25′	140° 32′	6. 5	那珂川下流域の地震。水戸で煉瓦塀倒れ、久慈で崖くずれ1、倉庫傾斜1、煙突倒壊1、鉾田で石垣崩れ、石岡では土蔵に亀裂、真壁、土浦で壁の剥落、神社の灯籠の頭が落ちた。
1938. 9. 22	昭和13. 9. 22	36° 24′	141° 01′	6. 5	鹿島灘の地震。水戸は震度5となり僅小被害。
1938. 11. 5	昭和13. 11. 5	37° 20′	141° 11′	7. 5	福島県で死者1、住家全潰4を含む被害、茨城・宮城でも僅少被害、田中・祝では津波を観測。
1982. 3. 7	昭和57. 3. 7	36° 28′	140° 39′	5. 5	水戸市三の丸の県庁舎で窓ガラス90枚割れる。東海村役場でも窓ガラス10枚割れる。水戸市南町の工芸品店で水差し割れ、日立市弁天町でも飲食店のモルタル壁はがれる。
1982. 7. 23	昭和57. 7. 23	36° 11′	141° 57′	7. 0	窓ガラスの破損（東海村、那珂町）、住家の屋根・壁の一部破損（大洗町）、日立市、大洗町、鹿島町で津波を観測。
2000. 7. 21	平成12. 7. 21	36° 32′	141° 07′	6. 4	那珂町と岩瀬町の家屋で一部損壊、阿見町で水道管からの漏水による断水。
2002. 2. 12	平成14. 2. 12	36° 35′	141° 05′	5. 7	ひたちなか市で負傷者1名、ひたちなか市、高萩市、那珂町、桂村などで建物の一部破損。

参考文献：宇佐美龍夫 新編日本被害地震総覧

発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
2011. 3. 11	平成23. 3. 11	38° 06′	142° 51′	9.0	<p>いわゆる東日本大震災で、市内で64棟が全壊し、多数の家屋が半壊の被害を受けた他、大谷石塚の倒壊が各所で発生した。</p> <p>地震に伴い津波が発生し、北茨城市から神栖市の沿岸に押し寄せ、各所に大規模な被害が発生したほか、一部は久慈川、那珂川を遡上した。</p> <p>市施設の被害では市庁舎、消防本部、学校及びその他の施設のほぼ全てで、天井の崩落、ガラス窓の破損、設備の損壊が発生し、施設の使用不能や休校などの影響を受けた。</p> <p>インフラ面では、市内道路のうち2箇所が通行止めとなり、その他道路の陥没やマンホールの浮き上がりにより、通行の制限される箇所が各所に発生した。また、市内全域で停電・断水が発生し、回復までに上水は最長で約2週間、停電は数日に渡って及んだ。</p>